

令和7年度いじめの防止等のための取組結果

基本方針	(1) いじめの防止
方針項目	(1) -① 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成
活動内容	道徳教育・人権教育の推進
目 的 要 概	児童生徒の「コミュニケーション能力の不足」、「感情の制御能力の低下」、「規範意識の低下」等により重大ないじめが発生していることをふまえ、各学校では、道徳の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、相談箱を置くなどして子ども同士で悩みを聞き合う活動等、子ども自身の主体的な活動を推進する。 取組内容：人権作文・標語・発表会の取組、人権旬間・週間・月間の取組、道徳・人権公開授業、異学年交流、児童会・生徒会活動の取組、HR指導、ストレスマネジメント教室、SOSの出し方教室の開催など
成 果 課 題	・中学校6校すべてと、小学校9校にてSCを交えてのストレスマネジメント教室等を実施する他、小学校2校にて養護教諭が中心となり自尊感情を育む教育プログラムを実施した。SOSの出し方教室は小学校3校、中学校1校にて実施した。

基本方針	(1) いじめの防止
方針項目	(1) -③ いじめの防止のための教職員の資質能力の向上
活動内容	教育相談担当者研修会、教職員を対象にしたグループコンサルテーション
目 的 要 概	臨床心理士により教育相談担当者の研修を年に3回行い、教職員のカウンセリング能力の向上を推進する。また、グループコンサルテーションを各学校にて適宜開催し、教職員が児童生徒の不登校やいじめ等、学校不適応への対応について専門的に学び合う機会を設ける。 実施年度：令和7年度 対 象：教育相談担当教員、担任等の教職員 取組内容：教育相談担当者研修会を年度内に3回実施した。 グループコンサルテーションについては臨床心理士が各小中学校へ出向き、児童生徒の観察、発達検査の実施、保護者との面談後等と合わせ、要望に応じ適宜開催した。
成 果 課 題	・教育相談担当者研修会は年間をとおして理解と支援のためのアセスメント研修を実施し、学びを深めることができた。

令和7年度いじめの防止等のための取組結果

基本方針	(1) いじめの防止
方針項目	(1) -⑤ いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発
活動内容	街頭キャンペーンの実施
目 的 要	いじめの問題やいじめの防止等の取組について広く市民に啓発し、市民の意識の高揚を図るため、市内の主要店舗など市民の出入りが多い場所において街頭キャンペーンを実施する。 実施年度：令和7年度（平成26年度より毎年実施） 開催期日：令和7年11月12日（水）17時30分～18時00分 場 所：ショッピングセンターマイン 峰山店 内 容：いじめ防止啓発、啓発グッズの配布 取組主体：京丹後市、京丹後市教育委員会 ※約200人の市民に啓発グッズを配布
成 果 課 題	・児童虐待防止啓発街頭キャンペーンと同時開催にて、市民に啓発グッズを渡すとともにいじめ防止活動に取り組んだ。

基本方針	(2) いじめの早期発見
方針項目	(2) -① 教育相談体制の活用の推進
活動内容	1人1台端末匿名相談窓口の設置
目 的 要	いじめ等に悩む児童生徒が相談できる匿名の相談窓口を設け、様々な悩みに対する迅速な対応や早期解決に向けた支援を実施 実施年度：令和7年度（令和6年度～） 内 容：1人1台端末による匿名相談（テキストカウンセリング） 相談件数：1,002件 うちいじめの相談148件 対応時間：平日の16時～21時（受付は24時間） 相談対応：外部の専門業者および学校教育課臨床心理士
成 果 課 題	・多くの子どもたちからいじめ以外の相談にも利用があった。 ・相談の質の向上についてのスキルアップが求められる。

基本方針	(2) いじめの早期発見
方針項目	(2) -① 教育相談体制の活用の推進
活動内容	教育相談の充実
目 的 要	各学校における教育相談機能の充実を図るため、専門的な知識及び経験のある教育相談員（臨床心理士）による教育相談を実施する。 実施年度：令和7年度（毎年実施） 相談件数：134件 相 談 日：毎月第3・4金曜日の午後 保 育 所・こども園、小中学校においては随時対応 対 象 者：児童生徒および保護者、各保育所・こども園、小中学校の教職員等
成 果 課 題	・発達検査の実施や児童生徒や保護者との相談を通じて発達課題の早期発見や対応策を見立て、適応の推進を図った。

令和7年度いじめの防止等のための取組結果

基本方針	(2) いじめの早期発見
方針項目	(2) -① 教育相談体制の活用の推進
活動内容	心の教室相談員の配置（校内フリースクールの設置）
目 的 概 要	児童生徒の悩みや不安、ストレス等を解消するため、悩みを気軽に話せたり、不安を和らげたりすることができる第三者的な立場の相談員を配置し、児童生徒が心にゆとりを持って学校生活を送ることができるよう支援する。 実施年度：令和7年度（毎年実施） 配置人数：中学校6校に1名ずつ合計6名配置 勤務時間：7時間／週5日 利用実績：6中学校合計26名の生徒の利用があった
成 果 課 題	・ 昼休みに相談室を解放し、不登校以外の相談にも乗っている

基本方針	(2) いじめの早期発見
方針項目	(2) -② 定期的な実態把握
活動内容	児童生徒向け「いじめのアンケート調査」
目 的 概 要	いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権侵害であり、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることから、学期ごとに全児童生徒を対象とした「いじめ調査」を実施し、いじめの実態や態様を確実に把握することにより早期発見・早期対応に繋げる。 実施年度：令和7年度（平成25年度より毎年実施） 調査対象：市立学校に在籍する児童生徒 調査方法：アンケート及び聞き取り調査 調査回数：年3回（R7は3回目にいじめ動画の拡散についてのアンケート実施）
成 果 課 題	・ 定期的な調査により、いじめの早期発見・早期対応に役立った。 ・ アンケートだけの情報によらない複数の教員の日頃の目配りも大切である。

基本方針	(3) いじめへの対処
方針項目	(3) -② インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応
活動内容	インターネットモラル研修会
目 的 概 要	情報化社会が進展する中、インターネットを利用した誹謗中傷やいじめが問題となっていることから、スマートフォンや携帯電話、パソコン、ゲーム機器等を利用した児童生徒のインターネット利用の現状を理解し、児童生徒が情報モラルを身に付けることができる指導を充実させるため、学校関係者を対象に研修の機会を案内し、指導力の向上を図る。 実施年度：令和7年度（平成27年度より毎年実施） 実施対象：教職員・学校教育課職員 実施内容：情報モラル教育指導者セミナーとして年間4回オンライン研修 日 時：令和7年9月11日（木）、10月30日（木）、11月14日（金） 令和8年1月19日（月） 主 催：文部科学省・株式会社NTT ExCパートナー
成 果 課 題	・ 家庭や学校で端末を活用する上での情報モラル教育についてオンラインおよびオンデマンドでの研修を実施した。